

電気電子機器（EEE）の環境に与える影響に関する欧州議会及び理事会指令 （以下、「EEE 指令」）作業文書の概要 （欧州委員会企業総局の新 1.0 次作業ペーパーに基づく）

[EEE 指令の目的]

電気電子製品の域内における自由移動を確保し、電気電子製品の環境への全体的な影響を改善し、持続可能な発展に沿った高い水準の環境保護と資源の効率的な利用を提供するために、電気電子製品の設計に関する要求事項を調和させること

[EEE 指令案の策定の経緯と現状]

欧州委員会企業総局が 2000 年 4 月に第 1 次素案を提示し、同年秋に第 2 次素案をもって産業界との会合やワークショップを開催した。2001 年 2 月に、欧州委員会企業総局は新 1.0 次作業ペーパーを発表し、2002 年 2 月に関係者との会合を開催した。主要産業界の反対もあり、新 1.0 次作業ペーパーに代わる EEE 指令案は 2002 年 9 月現在、策定されていない。

[指令の対象となる電機電子機器]

家庭用電気機械、事務機械及びコンピューター、電気機械及び装置、ラジオ、テレビジョン及び通信機器、医療用、精密及び光学器械、腕時計及び時計、ゲーム機及び玩具

製品の設計段階

必須要求事項（第 6 条で規定）

電気電子機器は、付属書 に定められた関連する必須要求事項を適用することにより設計されなければならない。

付属書 - 必須要求事項

(A) 一般的事項

製品のライフサイクルを通じての環境影響に関するアセスメントを実施しなければならない。

(B) 電気電子機器の設計に関する要求事項

原材料の取得、製造、包装、運送および流通、据え付けおよび使用、最終寿命の各段階における製品に関わる環境インプットとアウトプットの大きさを明らかにし、推定しなければならない。

(C) 電気電子機器の環境適合設計側面に関する情報とラベリングの要求事項

設計段階以後の製品に責任ある者に対し、製造工程に関する指示、環境分析およびパフォーマンスについての消費者への情報、据え付け、使用、保守、処分のための返却に関する消費者/ユーザーへの説明、解体、リサイクル、処分に関する処理施設の情報等を適宜提供しなければならない。

適合性評価（第 7 条で規定）

電気電子機器を上市する前に、製造業者は電気電子機器の適合性評価を実行しなければならない。製造業者は次のいずれかを選択する。

(a) 内部設計管理（付属書 で規定）

文書に規定する事項の例

- 製品のライフサイクルを通じて予想される環境インプットとアウトプットの大きさの明確化と見積もり
- 環境ライフサイクル・アセスメント調査の結果、及び又は製品の設計ソリューションの決定に使用した環境ライフサイクル・アセスメントの文献やケーススタディーへの言及等

(b) 環境保証システム（付属書 で規定）

環境保証システムは、製造者の製品パフォーマンス方針を定め、要求事項を遵守していることを確保するために、その方針がどのように環境製品パフォーマンスを決定するかを定めなければならない

環境製品パフォーマンス方針

すべての規定は手順書や指示書の形で文書化せねばならない。

マーキング/適合宣言書（第 13 条で規定）

上市する前に、CE 適合マーキングを貼付し、適合宣言書を発しなければならない。

製品の上市段階

上市およびサービス供与（第 4 条で規定）

指令の規定を遵守した場合のみ、電気電子機器を上市及び/またはサービス供与できる。

注) 見做し適合（第 8 条）

CE マーキングを添付された製品、EU 整合規格に従って諸規定が適用されている製品、EU エコ・ラベルを授与された製品（エコ・ラベルが必須要求事項を満たす場合）、EU の EMAS に従って登録された組織が設計した製品（設計機能が登録の範囲内に含まれる場合）は、必須要求事項を満たしているものと見做される

注) 本資料は EEE 指令の大まかな流れを説明するための資料であり、各条項の内容および各付属書の内容の要点のみを抽出している。具体的な各条項の規定事項および具体的な各付属書の内容に関しては、欧州委員会企業総局の新 1.0 次作業ペーパーを参照のこと。